

○渡島廃棄物処理広域連合情報公開審査会規則

(平成20年3月11日規則第2号)

(趣旨)

第1条 この規則は、渡島廃棄物処理広域連合情報公開条例（平成20年渡島廃棄物処理広域連合条例第1号）第20条第7項に基づき、渡島廃棄物処理広域連合情報公開審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審査会は、会長が招集し、議長となる。

2 審査会においては、会長（会長に事故があるときは、その職務を代理する者）及び半数以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。